

## 一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 医科学委員会規程

### (総則)

第1条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下当協会という）定款第36条に基づく部会及び委員会規程の第1条に係る医科学委員会について定める。

### (目的)

第2条 医科学委員会は、医学、工学、体育学などの科学的分野から、ろうあ者卓球界の発展、選手強化、普及などに寄与するための関連諸活動を行う。

### (基本活動)

第3条 医科学委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 強化本部の要請に基づく医学データ、工学データなどの科学的データの作成・報告
- 2) 強化指定選手の体力測定・評価・指導
- 3) 強化指定選手及び国際大会へ出場選手・スタッフの健康診断・アドバイス
- 4) 選手強化・育成に関わる、医学、工学、体育学、栄養学、心理学などのスポーツ科学情報の提供と啓蒙活動
- 5) アンチドーピング、トレーナー、手話通訳に関する情報収集、啓蒙活動
- 6) 内外の関連の学会などに出席し、委員会活動に関する研究テーマの発表に積極的に取り組む共に、有用な情報の収集を行い、当協会関係者に報告・啓蒙を行う。

### (構成)

第4条 医科学委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 委員 若干名

### (委員選出)

第5条 委員は、委員長および理事会の推薦により会長が委嘱する。なお、医科学委員会の活動を有意義かつ効果的に遂行するため、委員には、当協会の活動に理解ある関連分野の専門研究者などを選出することが望ましい。

### (活動費)

第6条 医科学委員会の活動を効果的に遂行するため、委員長は当協会が依頼する研究活動を遂行する研究者に対して活動に見合う研究活動費を支給することができる。

- 2 研究活動費は、研究活動内容とともに年度予算として理事会の承認を得ることを原則とする。
- 3 通常の委員会活動（会議等）には、前項規定とは別に当協会規程に従って、旅費、日当が支給される。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附則 この規程は平成26年3月27日制定、平成26年4月1日より施行する。